

## 議 事 録

会議名	令和4年度第1回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和4年7月15日(金)午後2時00分～2時50分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎第1、2会議室		
出席者	<p>【委員】横手委員、青木委員、佐藤委員、齊藤委員、和田委員 臼井委員、中内委員、郷原委員 (欠席者：猿渡委員、大國委員、増田委員)</p> <p>【町】畑村副町長、飯田下水道課長、西島副技幹、池田副主幹 山本副技幹、岡本主任主事、江川主任主事</p> <p>【傍聴者】なし</p>		
議 題	<p>(1) 会長の選任について</p> <p>(2) 職務代理者の指名について</p> <p>(3) 議事録承認委員の選出について</p>		
決定事項	<p>(1) 会長 横手委員</p> <p>(2) 職務代理者 和田委員</p> <p>(3) 議事録承認委員 青木委員</p>		
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 副町長挨拶 ～ 副町長、所用により退席 ～</p> <p>4 委員紹介（自己紹介）</p> <p>【事務局】本日まで出席の委員は8名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることをご報告申し上げます。次に、寒川町自治基本条例第15条による傍聴につきましては、希望者がおりませんでしたので、このまま進めることといたします。</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>【事務局】会長の選出は、寒川町下水道運営審議会条例第4条第1項により、委員の互選で定めることとなっております。立候補もしくはご推薦はございませんでしょうか？</p> <p>【佐藤委員】今までの経験を生かして横手委員が適任だと思います。任期も残っているため引き続き横手委員が会長を務めた方がよろしいのではないのでしょうか？</p> <p>【事務局】佐藤委員の方からご推薦がありましたが、皆さんいかがでしょうか？ ～異議なし～</p>		

【事務局】 それでは横手委員、会長席にご移動いただき、一言ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

【横手会長】 あいさつ

(2) 職務代理者の指名について

【横手会長】 事務局より説明願います。

【事務局】 運営審議会条例第4条第3項に職務代理者は会長が指名することとなっておりますので、会長に指名をお願いしたいと考えております。職務代理者とは、会長が欠席した際に、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理するものでございます。説明につきましては以上です。

【横手会長】 事務局からの説明が終わりました。職務代理者は、会長が指名するとのことですので、私のほうで指名させていただきます。柳島水再生センターの所長で、下水道事業に深い見識をお持ちの和田委員を指名したいと思いますがいかがでしょうか？

～異議なし～

【横手会長】 それでは和田委員、職務代理者の席に移動していただきご挨拶をお願いします。

【職務代理者】 あいさつ

(3) 議事録承認委員の選出について

【横手会長】 事務局より説明願います。

【事務局】 議事録承認委員につきましては、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により、議事録の確認をいただくことになっており、これまでは会長と職務代理者を除く、名簿順でお願いしているところです。今回も同様でよろしいか、ご判断いただきたいと考えております。説明は以上です。

【横手会長】 事務局から説明がありましたがいかがでしょうか？

～異議なし～

【横手会長】 今回の議事録承認者として、青木委員を選任いたします。よろしくをお願いいたします。議題は以上となります。

## 6 報告

### (1) 令和4年度下水道事業の概要について

#### 【事務局】説明

【横手会長】ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

【佐藤委員】長寿命化工事について、下水道管本体の状況を把握しているのか？また現時点での管本体の修繕の必要があると想定しているのか？

田端に下水道を新設するにあたって、会計上は今後どうなっていくのか？新設したことによって減価償却費が増えるだろうが、それ以外のランニングコストはどうか？収支について赤字になるか黒字になるか見通しはあるか？

【事務局】1点目の管の状況については、順次調査を行っている。その中で計画的に更正や鉄蓋の交換などを行っている。

2点目について、新設する田端地区から今後使用料は入ってくるが、現時点では、どのような企業がくるか、どの程度の量を下水道放流するかわからないため費用面の試算は難しい。

### (2) 下水道使用料改定の経緯について

#### 【事務局】説明

【横手会長】ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

【青木委員】下水道料金の値上げについて、様々な方法で周知を行ったことで町民に伝わったと思うが、段階的な値上げについて、町民から何か声はあったか？

【事務局】使用料改定について問い合わせは5、6件あったが、そのほとんどが使用料の計算がわからないというもので、段階的に上がることについての問い合わせはなかった。

【青木委員】問い合わせがあったということは、値上げを気にする人もいたということだと思う。現在、様々な物価が上がっている中での値上げになってしまうが、料金の据え置きなどは考えているのか？

【事務局】次回以降に議論していただく話になるが、R7年度に100%を達成することで答申をいただいています。R5年度に据え置きをしてしまうとR7年度に大幅に値上げを実施することになってしまう。

	<p>7 閉会</p> <p>【横手会長】以上で本日の議事は全て終了いたしました。ご協力をいただきありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。</p> <p>【事務局】横手会長、議事の進行をありがとうございました。次回以降の審議会につきましては、9月下旬以降に使用料改定について検討をお願いしたいと思います。その際は、よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして「令和4年度第1回下水道運営審議会」を閉会いたします。長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 寒川町下水道運営審議会委員名簿</li> <li>・ 資料1 令和4年度下水道事業特別会計予算</li> <li>・ 資料2 公共下水道使用料改定の経緯</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p style="text-align: center;">青木 博</p> <p style="text-align: right;">(令和4年8月4日確定)</p>

# 令和4年度第1回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時 令和4年7月15日（金）  
午後2時00分から  
場 所 東分庁舎第1・2会議室

## 1 開 会

## 2 委嘱状の交付

## 3 副町長挨拶

## 4 委員紹介（自己紹介）

## 5 議 題

- (1) 会長の選任について
- (2) 職務代理者の氏名について
- (3) 議事録承認委員の選出について

## 6 報告

- (1) 令和4年度寒川町下水道事業の概要について
- (2) 下水道使用料改定の経緯について

## 7 その他

# 寒川町下水道運営審議会委員名簿

(任期 令和6年4月30日まで)

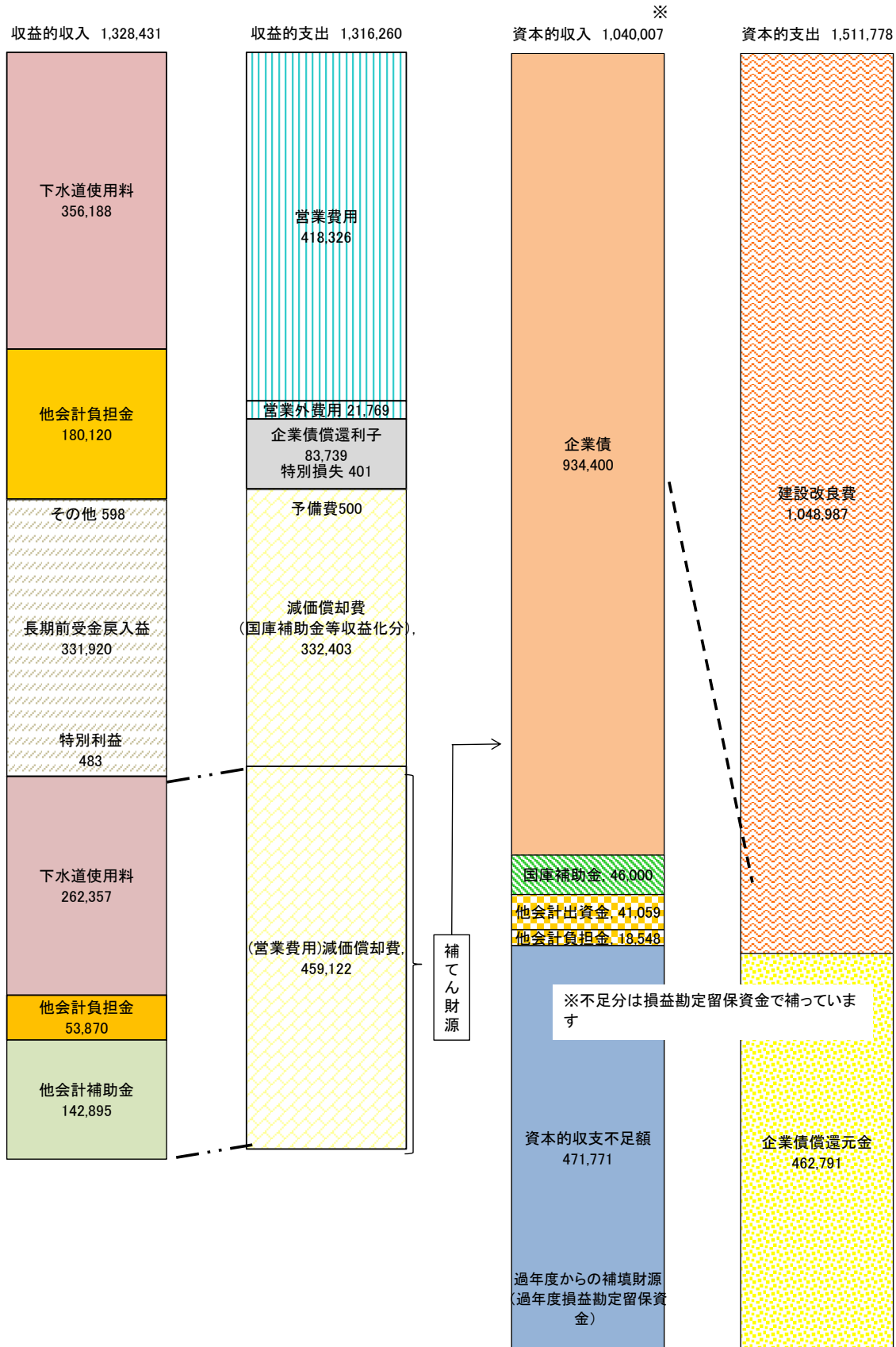
氏名	資格	備考
アオキ ヒロシ 青木 博	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
サトウ マサノリ 佐藤 正憲	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
ヨコテ アキラ 横手 旭	条例第3条 第2項第1号 (町議会議員)	寒川町議会議員
サイトウ ユキオ 齊藤 幸雄	条例第3条 第2項第2号 (学識経験者)	神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所長
ワダ ヤスオ 和田 安雄	条例第3条 第2項第2号 (学識経験者)	公益財団法人 神奈川県下水道公社 柳島水再生センター所長
サルワタリ シュウゴ 猿渡 修悟	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町自治会長 連絡協議会
オオクニ イチロウ 大國 一郎	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町自治会長 連絡協議会
ウスイ ツヨシ 臼井 剛	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町商工会
ナカウチ ヤスナリ 中内 靖修	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町商工会
マスタ タケン 増田 健	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	寒川町工業協会
ゴウハラ ヒロユキ 郷原 廣行	条例第3条 第2項第3号 (使用者・排水義務者)	公募

(単位:千円)

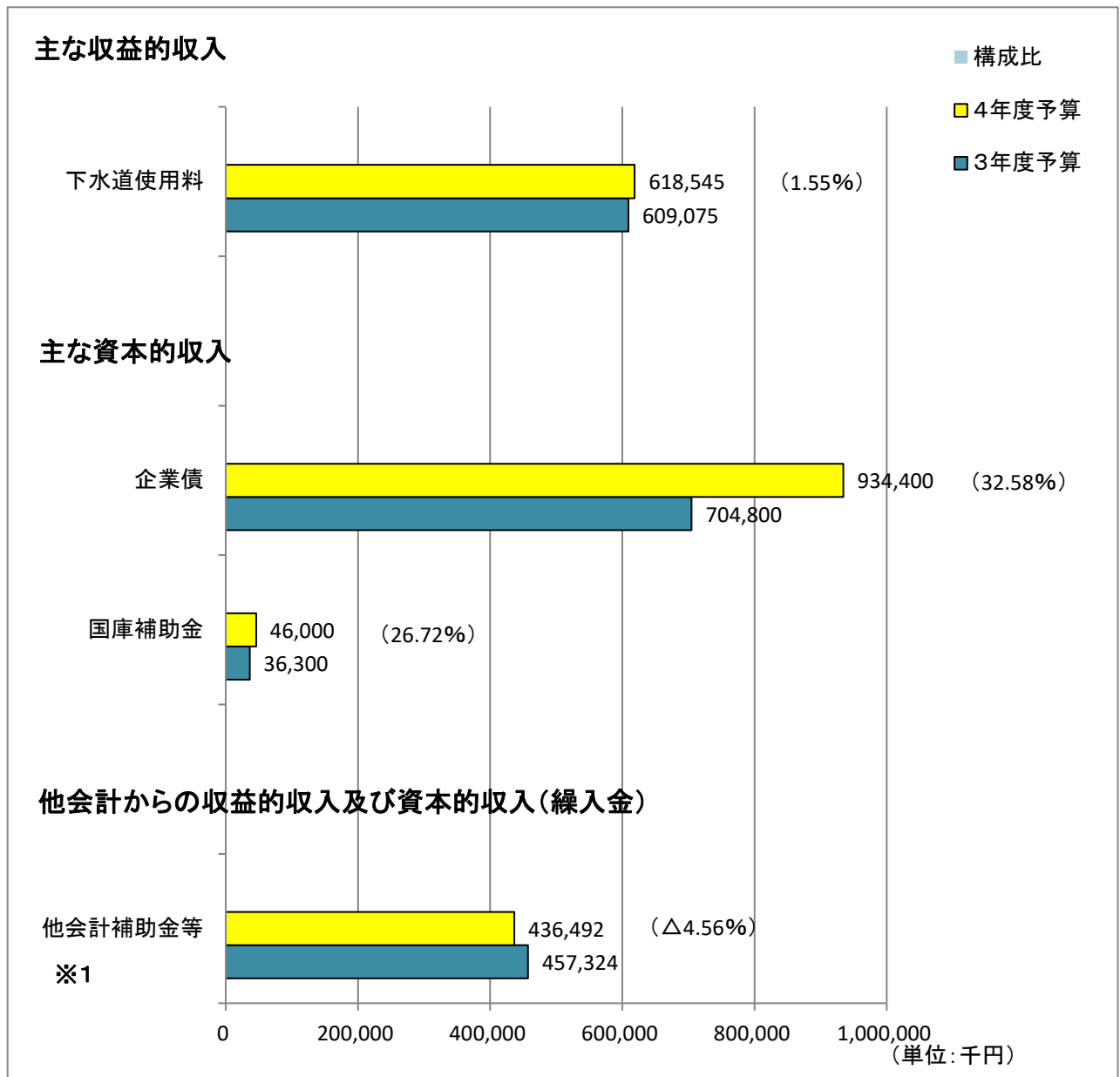
令和4年度下水道事業特別会計予算

(3条予算)

(4条予算)



# 主な事業別収入予算比較(対前年度比)

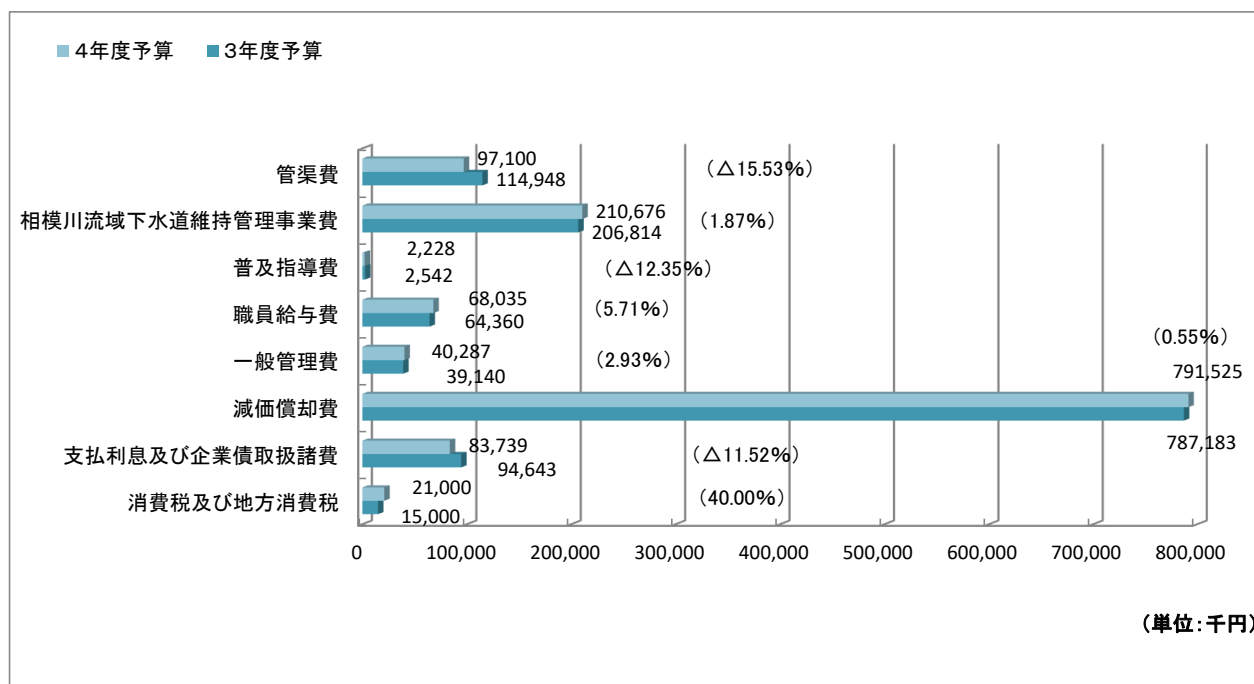


※1 他会計負担金・他会計補助金・他会計出資金の合計を計上してあります。

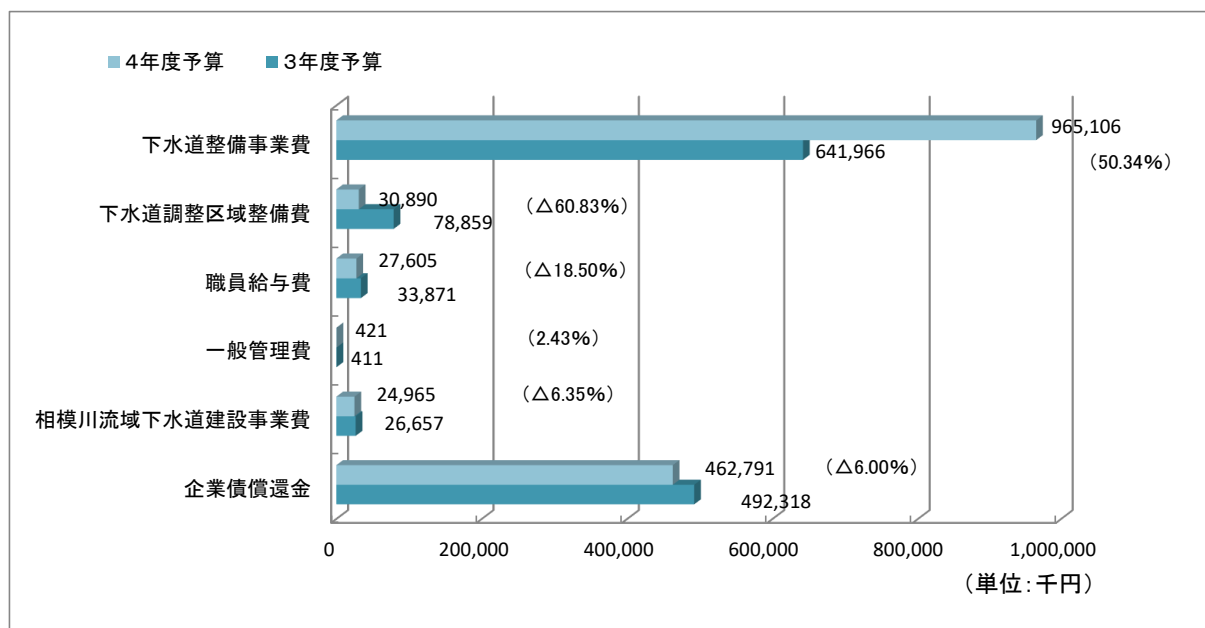


# 主な事業別支出予算比較(対前年度比)

## (主な収益的支出の前年度比較)



## (主な資本的支出の前年度比較)



## 企業債現在高

(単位：円)

種 類	令和2年度末	令和3年度実績		令和3年度末	増減
		借 入 額	償 還 額		
公共下水道事業債	4,402,199,331	248,400,000	422,710,386	4,227,888,945	△ 174,310,386
流域下水道事業債	756,216,421	28,300,000	46,395,623	738,120,798	△ 18,095,623
資本費平準化債	503,415,003	0	23,211,911	480,203,092	△ 23,211,911
合 計	5,661,830,755	276,700,000	492,317,920	5,446,212,835	△ 215,617,920

## 収益的収入支出

(単位：千円)

区分	予算額		増減	増減理由（説明）
	令和3年度	令和4年度		
下水道事業収益	1,344,403	1,328,431	△ 15,972	
営業収益	785,615	778,837	△ 6,778	雨水処理負担金等の減
営業外収益	558,433	549,110	△ 9,323	利息の減等による一般会計負担金の減
特別利益	355	484	129	臨時財政特例債等の過去収益化分
下水道事業費用	1,325,531	1,316,260	△ 9,271	
営業費用	1,214,987	1,209,851	△ 5,136	幹線浚渫委託料及び既設管調査委託の減
営業外費用	109,643	105,508	△ 4,135	償還終期による支払利息の減
特別損失	401	401	0	
予備費	500	500	0	

## 資本的収入支出

(単位：千円)

区分	予算額		増減	増減理由
	令和3年度	令和4年度		
資本的収入	797,798	1,040,007	242,209	
企業債	704,800	934,400	229,600	借入額の増（公共下水道事業債）
出資金	33,119	41,059	7,940	雨水に係る建設改良費の増
負担金	23,579	18,548	△ 5,031	償還進捗による減（臨時財政特例債元金）
補助金	36,300	46,000	9,700	国庫対象事業費の増
資本的支出	1,274,082	1,511,778	237,696	
建設改良費	781,764	1,048,987	267,223	田端土地区画整理事業負担金の増
企業債償還金	492,318	462,791	△ 29,527	償還進捗による減

## 施設管理事業費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 管渠費

### 下水道維持補修事業費

委 託 名 称	内 容
幹線汚泥分析委託	浚渫に先立つ汚泥の分析
幹線浚渫委託	雨水幹線の堆積土砂の浚渫及び処分
幹線草刈委託	雨水幹線用地の草刈り及び樹木伐採
幹線ゴミ揚げ委託	雨水幹線スクリーンに付着したゴミの清掃
既設管清掃委託	汚水管渠の清掃及び汚泥処分
ポンプ維持管理委託	汚水ポンプの清掃・点検 (3箇所)
流量維持管理委託	汚水流量計測 13箇所
水門保守点検委託料	水門の年次点検 (6箇所)
機具保守点検委託	ガス検知器等の点検
既設管調査委託	汚水管不明水対策調査 (流量計測、カメラ調査)

### 下水道台帳管理費

委 託 名 称	内 容
下水道台帳情報システム保守点検業務委託	下水道台帳システムの保守点検及び雨水台帳整備 (バックアップ含む)

### 施設管理事業費の工事内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 管渠費

#### 下水道維持補修事業費

工 事 名 称	工 事 内 容				備 考	
	工 種	第1	第2	第3		第4
汚水施設補修工事	汚水施設の補修工事	—	—	—	—	緊急補修
雨水施設補修工事	雨水施設の補修工事	—	—	—	—	緊急補修
フェンス補修工事	雨水幹線のフェンスの補修工事	—	—	—	—	緊急補修

### 水質規制事業費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 普及指導費

#### 水質規制事業費

名 称	内 容
水質調査委託	特定事業所等（11事業所予定含む）の水質調査

### 一般管理費の委託内容

款) 下水道事業費用 項) 営業費用 目) 総係費

#### 一般管理費の委託内容

名 称	内 容
上下水道料金一括徴収事務委託	上下水道料金の一括徴収事務を企業庁に委託
予防接種委託	下水道課職員の破傷風感染予防
公営企業会計支援業務委託	企業会計事務支援業務委託
下水道使用料料金改定周知チラシ配布業務委託	下水道使用料の料金改定周知チラシの配布委託

## 下水道整備事業費の委託内容

款) 資本的支出 項) 建設改良費 目) 管渠建設事業費

### 下水道整備事業費 (市街化区域)

委託名称	内容
地下埋設物調査委託	管渠工事に伴う地下埋設物調査委託
事業計画変更等委託	相模川流域下水道計画変更に伴う事業計画の変更等
建設資材特別調査委託	工事に使用する高額資材の市場価格調査
既設管調査委託	既設公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく既設管等調査委託
マンホール蓋修繕・改築計画策定委託	既設公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく既設マンホール蓋の調査及び修繕改築計画策定委託
小出川直接流出区吐口等実施設計委託	小出川吐口布設替えに伴う既存雨水管の設計委託

## 下水道整備事業費の工事内容

款) 資本的支出 項) 建設改良費 目) 管渠建設事業費

### 下水道整備事業費 (市街化区域)

図面番号	補助 単独	工 事 名 称	工 事 内 容				備 考	
			工 種	第1	第2	第3		第4
① [汚水]	補助 単独	長寿命化対策(その1)工事	既設公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく長寿命化工事	○				
② [汚水]	補助 単独	長寿命化対策(その2)工事	既設公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく長寿命化工事		○			
③ [汚水]	補助 単独	長寿命化対策(その3)工事	既設公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく長寿命化工事			○		
④ [汚水]	単独	一之宮東一号幹線枝工事	開削工 ●200 延長 約28m	○				
⑤ [雨水]	補助 単独	小動幹線枝工事	開削工 ボックスカルバート □1300×1200 延長 約16m	○				
[汚水]	単独	公共汚水樹設置工事	新築等による公共下水汚水樹設置 申出書に基づく汚水樹設置工事	○	○	○		

# 令和4年度 工事予定箇所図



図面番号	工事名称
① [汚水]	長寿命化対策(その1)工事
② [汚水]	長寿命化対策(その2)工事
③ [汚水]	長寿命化対策(その3)工事
④ [汚水]	一之宮東一号幹線枝工事
⑤ [雨水]	小動幹線枝工事

公共汚水樹設置工事 [町域]



## 公共下水道使用料改定の経緯

年度	内容
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道運営審議会を4回開催。</li> <li>・ 第3回審議会（9月12日）において、町長より公共下水道使用料の見直しについて諮問があった。</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道運営審議会を4回開催。</li> <li>「公共下水道事業経営戦略」、「公共下水道事業ストックマネジメント計画」についての意見照会及び公共下水道使用料改定率についての議論を行った。</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道運営審議会を2回開催。</li> <li>・ 第1回目の審議会において、公共下水道使用料の見直しに対する答申書を町長に提出。 （答申内容） 平均改定率5.6%を令和3年10月1日より実施予定。 令和7年度に経費回収率100%を目指すため、令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指す。この際、使用者の過負荷とならないように、審議会で十分な検討の上、使用料改定に努める事。</li> <li>・ 令和3年寒川町会議第2回定例会6月会議において、「寒川町公共下水道使用料条例の一部改正」について可決。</li> <li>・ 周知方法は、7月1日号の広報、ホームページ、本庁舎1階正面玄関にあるデジタルサイネージ（期間7月1日～10月31）に掲載。 8月～9月に一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービスに委託して、使用料改定チラシを上水道検針時に全戸配布。</li> <li>・ 令和3年度公共下水道特別会計事業決算に伴い経費回収率が<b>75.4%</b>（令和2年）から<b>76.7%</b>（令和3年）、1.3%上昇となった。</li> </ul>

# 答 申 書

令和3年4月15日  
寒川町下水道運営審議会

令和3年4月15日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会  
会長 横手 旭



寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年9月12日付け寒下第111号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、将来にわたり都市の快適な生活環境の実現、公共用水域の水質保全など、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

公共下水道事業を取り巻く状況は、人口の減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新・投資の増大など、公共下水道事業をめぐる経営環境は厳しさが増しつつあり、計画的な事業運営、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業において、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされておりますが、平成30年度における汚水処理費の公共下水道使用料による経費回収率は75.7%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

今後の経営環境の変化に対応し、公共下水道事業を持続的に行えるよう、経費節減、接続促進等の経営努力、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点から、公共下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な公共下水道運営を実施して行くために、寒川町公共下水道事業経営戦略、近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率5.6%となる改定を別表のとおり答申いたします。

算定期間は、令和3年10月から令和6年度末とし、改定期間については、令和3年10月から適用することが適当と考えます。

また、今後の使用料改定にあたっては、継続的に経営状況と財政状況を検証し、

社会情勢や経済の動向などに配慮したうえ、令和7年度に経費回収率100%を達成することを目標とされたい。使用者への負担緩和からも令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指すことが適切である。

この際、使用者の過負担とならないよう、審議会を開催し十分な検討のうえ、使用料改定に努められたい。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

#### 付帯意見

##### (1) 公共下水道事業の経営について

公共下水道事業の経営にあたっては、効率的な運営を常に意識し、今後一層の経営努力に努めるとともに、独立採算の確立を目標とした公共下水道事業の経営に努められたい。

##### (2) 公共下水道への接続促進について

公共下水道事業の投資効果をより高めるため、引き続き未接続者に対しホームページ、広報などでの周知、戸別訪問等による接続の推進を図り、未接続者の減少に努められたい。

##### (3) 公共下水道事業の情報共有について

公共下水道使用料改定については、町民の生活に大きな影響を与えることから、公共下水道使用料の仕組み、財政状況などを、積極的に広報などを活用し、町民の理解が得られるよう努められたい。

以上

(別表)

公共下水道使用料設定

(1か月あたり：税抜き)

種別	区分	排水量	現行	改定後
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	707円	747円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	91円	96円
		20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	108円	114円
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	142円	150円
		100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	160円	169円
		200立方メートルを超え 300立方メートル以下の分	176円	186円
		300立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	188円	199円
		500立方メートルを超える分	205円	216円
		公衆浴場 汚水	排水量	1立法メートルにつき